

**「子育てのための施設等利用給付認定申請書」の記載例と記載時の注意事項**

子育てのための施設等利用給付認定申請書

広島市教育長  
広島市 福祉事務所長

提出日 令和 元年 8月 4日

子育てのための施設等利用給付認定について、次のとおり申請保護者以外の方に関する申請保護者以外の方に関する申請書類の内容に変更があった場合は、速やかにその内容を届け出てください。また、子育てのための施設等利用給付認定をするため、教育委員会に所属する世帯員（この申請書に記載されている者）に関する市町村民税課税状況を確認されることの同意を得ています。

申請保護者は、住民票が広島市にある父又は母のお名前を記載してください。  
※申請保護者が市外に転出した場合は、保護者変更の手続きが必要となります。

**【提出日について】**  
○この申請書を幼稚園等に提出した日を記載してください。  
※書き漏らしがあったり、誤った日を記載したりしていた場合は、園の方で補記・訂正させていただくことがあります。  
○提出日以前の日を認定開始日とすることはできませんので、本申請書は、下欄に記載した「認定開始希望日」までに園へ提出してください。

認定開始希望日(施設等利用開始日) 令和 元年 10月 1日

住所(〒730-8586) 電話番号 自宅(082-000-0000) 連絡先(父)携帯(090-0000-0000) (母)携帯(080-0000-0000)  
大字 広島市 中区 国泰寺町 一丁目 6番 34号  
ひろしま たいち 申請子どもとの続柄 (父)  
広島 太一

**【認定開始希望日について】**  
○新たに入園する子どもの場合、入園(予定)日を記載してください。  
○在籍している子どもについて、1号から2号へ認定を切り替える場合は、無償化の対象として預かり保育等の利用を開始する日を記載してください。ただし、上記の「提出日」以前の日付には遡れません。提出日以前の日付を記載している場合は、提出日を認定開始日とし、提出日以降の期間を無償化の対象とします。  
○広島市外から市内へ転入する際は、同じ園に在籍し続ける場合も、新たに本市の認定を受けてください。その際の認定開始希望日は、本市へ転入する日(住民票の異動日)を記載してください。

生計を一にする別世帯の世帯主は、同居の祖父母(住民票上は別世帯)がいる場合や単身赴任などで別居している父母がいる場合のみ記載してください。

申請保護者(認定を受ける保) 続柄 生年月日 性別 利用施設名  
ひろしま ゆづろう 本人 平成 令和 男・女 認可外保育園 ●●ランド  
広島 勇次郎 31・3・17 施設所在区(東区)

認定区分(注1)  
 1号(保育の必要性がなく、教育部分のみ) ※1号の場合  
 2号(保育の必要性があり、認定希望日時時点で満3歳に達する前日以後の最初の誕生日前日まで(0歳児、1歳児、2歳児クラス)  
 3号(保育の必要性があり、認定希望日時時点で満3歳に達する前日以後の最初の誕生日前日まで(0歳児、1歳児、2歳児クラス))

「連絡の際は祖父母に。」などの指定がない場合は、電話番号は記入不要です。

**【申請保護者について】**  
○この欄に記載された方を認定保護者とし、2・3号の場合はその方名義の口座へ施設等利用費を支給します。例えば、認定保護者を母とした場合、母名義の口座へ支給します(父名義の口座へ支払うことはできません)。

希望する認定区分に☑をしてください。

住所(〒730-8586) 電話番号 自宅携帯( )  
大字 広島市 中区 国泰寺町 一丁目 6番 34号  
ふりがな ひろしま みつお 申請子どもとの続柄 (祖父)  
氏名 広島 三雄

家族の状況(注2)	氏名	続柄	きょうだい等の状況(申請子どもの認定時点の状況を記入)		
			同居・別居の別	学年	施設名・学校名等
	広島 太一	父	同居		
	広島 卯依	母	同居		
	広島 蒼吾	兄	同居	2	★★小学校
	広島 歩六	兄	同居		☆☆保育園
	広島 三雄	祖父	同居		
	広島 七緑	祖母	同居		

**【家族の状況について】**  
○上の「申請保護者」欄に記載された方を最上段に記載し、その下の欄に生計を一にする家族全員を記載してください(注2を参照。申請子ども本人は記載不要)。

保育を必要とする理由  
父  就労  妊娠・出産  疾病、障害等  介護、看護  災害復旧  求職活動  就学  その他  
母  就労  妊娠・出産  疾病、障害等  介護、看護  災害復旧  求職活動  就学  その他

認定区分で2号または3号を希望する場合は、該当する理由に☑をし、保育を必要とする理由を証明するための書類を添付してください(注1参照)。

**【保育を必要とする理由を証明するための書類、認定期間について】**  
○証明する書類として、在職証明書、就労申立・証明書又は在学証明書を提出する場合は、原則として申請書提出日から3か月以内に発行されたものを添付してください。  
○理由の種別に応じ、認定期間が限定されることがあります。  
※例えば、「妊娠・出産」の場合は原則として産前・産後の各8週間。「求職活動」の場合は認定日から3か月間。  
認定を受けた方へは通知書を発行していますので、通知書に記載されている認定期間を確認し、期間満了後も引き続き認定を受ける必要がある場合は、期間が満了する前に改めて申請してください。

居住地  広島市  その他( )  
主所在地  広島市  その他( 仙台市 )

認定区分で3号を希望する場合で、1月1日に広島市外に居住していた場合は、居住していた市町村を記載のうえ、市町村民税の税額を確認できる証明書類を添付してください(注3参照)。  
認定区分で3号を希望する場合は、1月1日に広島市外に居住していた場合は、居住していた市町村を記載のうえ、市町村民税の税額を確認できる証明書類を添付してください(注3参照)。

(注2) 同居の家族全員を記入してください。また、生計を一にする養子等も年齢にかかわらず記入してください。  
(注3) 1~8月の認定については、認定の前年1月1日について、9~12月の認定については、認定の当年1月1日について、前年(当年)1月1日現在、広島市以外に居住されている場合は、市町村民税が課税されますので、市町村民税が非課税であることの確認のため、該当年度の市町村民税の税額が確認できる証明書類の添付が必要です。(裏面4参照)